

これまで年金を受け取ることができなかつた方へ

年金の請求手続きのご案内

年金の受け取りに必要な資格期間の変更に伴い、新たに年金を受け取ることができます。

これまででは

- 年金を受け取るためには、保険料納付済期間（厚生年金保険や共済組合等の加入期間を含む）と保険料免除期間などを合算した資格期間が、**25年**以上必要でした。

平成29年8月からは

- 資格期間が、**10年**以上あれば年金を受け取ることができます。
同封の「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」（以下「年金請求書」）により、年金を受け取るための手続きを行ってください。

年金を受け取るための手続きの流れ

「年金請求書」のご確認と必要事項のご記入

- ・「年金請求書」の の部分に必要事項をご記入ください。
- ・「年金請求書」3ページの年金加入記録に「もれ」や「誤り」がある場合は、年金事務所までお問い合わせください。
* 共済組合等の加入期間について「もれ」や「誤り」がある場合は、それぞれの共済組合等へお問い合わせください。

添付書類のご用意

- ・このパンフレットの2～5ページをご覧ください。年金請求に必要な添付書類をご用意ください。

「年金請求書」のご提出

- ・「年金請求書」は、添付書類とともに年金事務所や「街角の年金相談センター」の窓口へご持参ください。
* 平成29年8月前でも、事前に請求手続きを行うことができます。
- ・共済組合等の加入期間がある方についても、年金事務所に年金請求書を提出することで、共済組合等に加入していた期間の年金を請求することが可能です。
- ・出力された年金に関するデータの交付を希望する場合は、運転免許証などの身分を証明する書類が必要です。
- ・本人以外の方が手続する場合には、委任状と代理人ご自身の身分を証明する書類が必要です。

◎窓口での手続きには、予約相談をご利用ください。

お申し込みは「ねんきんダイヤル」へ！6ページをご覧ください。

年金の受け取りが始まります

- ・日本年金機構が、「年金請求書」を提出した方の受給権（年金を受け取る権利）を確認してから平成29年8月以降に、「年金証書・年金決定通知書」をお送りします。
- ・「年金証書・年金決定通知書」が届いてから平成29年10月以降に、年金のお支払いのご案内（年金振込通知書、年金支払通知書または年金送金通知書）をお送りし、年金の受け取りが始まります。
- ・共済組合等の加入期間がある場合、その期間の「年金証書・年金決定通知書」は、共済組合等より送付されます。また、年金のお支払いも日本年金機構と共済組合等がそれぞれ行います。

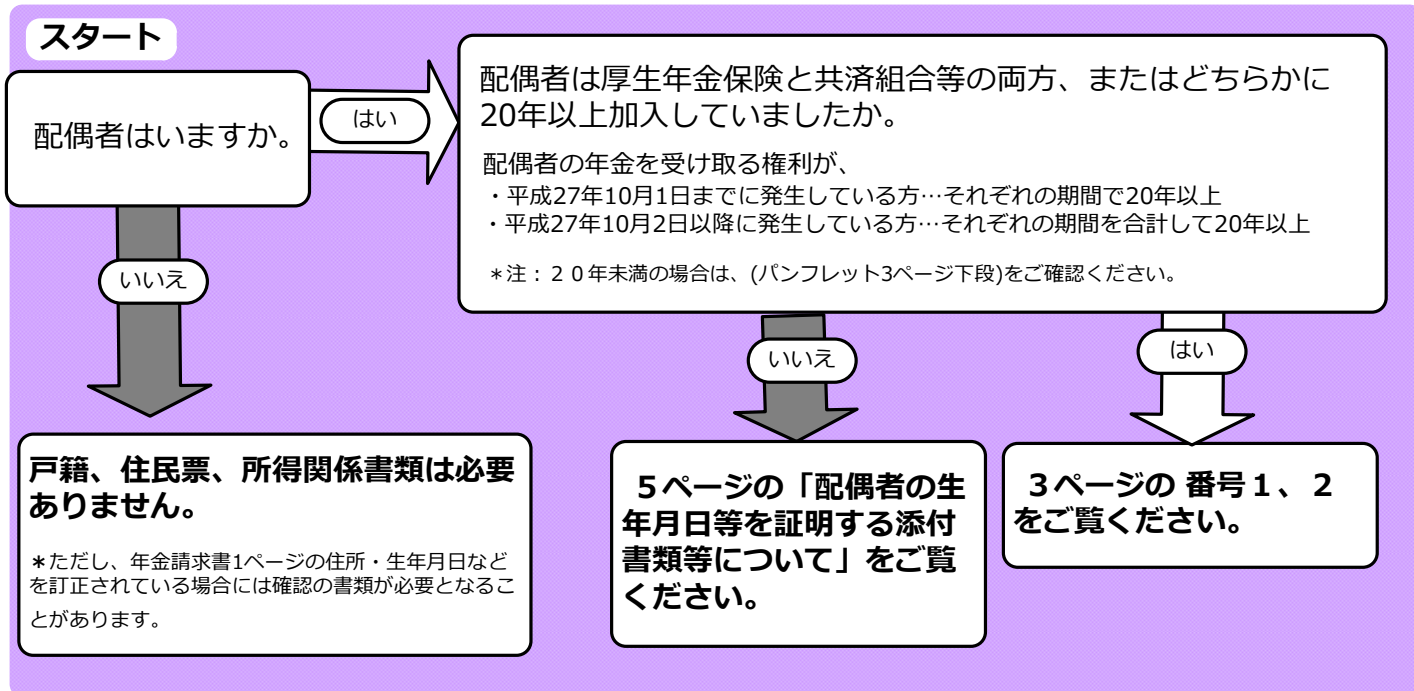
***お受け取りになることができる年金は原則として1つの種類となっています。現在、障害年金や遺族年金等、他の公的年金を受給している方は請求いただいたとしても受け取ることのできる年金総額が変わらない場合があります。詳しくは5ページの「障害年金や遺族年金を受給中の方へ」をご覧ください。**

年金請求に必要な添付書類

「年金請求書」を提出される前に、添付書類をご確認ください。

戸籍、住民票、所得関係書類

「戸籍、住民票、所得関係書類」の確認方法



ご注意ください

- * 年金加入期間が国民年金の期間のみで、厚生年金保険と共済組合等の加入期間が20年以上の配偶者がいる方は、配偶者の生年月日および配偶者とご本人の身分関係を明らかにできる書類が必要です（3ページの番号1参照）。
- * 年金加入期間に被用者年金（厚生年金保険・共済年金等）がある方で、配偶者がいる方は、配偶者の生年月日および配偶者とご本人の身分関係を明らかにできる書類が必要になります（3ページの番号1参照）。
- * 配偶者がいる方で、ご本人の厚生年金保険と共済組合等の加入期間の合計が20年以上ある場合は、年金事務所へご相談ください。
- * 単身の方で、4ページの『雇用保険関係書類』や『その他「年金請求書」の記入内容によって必要な書類』が不要な場合は、添付書類は必要ありません。ただし、年金請求書1ページの住所・生年月日などを訂正されている場合には確認の書類が必要となる場合があります。
- * 配偶者の生年月日等の証明書に関する添付書類については5ページの「配偶者の生年月日等を証明する添付書類等について」を参照してください。

戸籍・住民票は、**平成29年3月1日以降で、かつ、年金請求書提出日の6カ月以内**に交付されたものをご用意ください。

*添付書類は「コピー可」と記載されている以外は、**原本**を添付してください。

平成29年8月1日以降に年金請求書を提出する場合は、平成29年8月1日以降に交付された戸籍・住民票をご用意ください。

配偶者がいる方

番号	年金請求書の該当ページ	該当する方	添付する書類	備考欄	チェック欄
1	P8 5.	配偶者がいる方	配偶者とご本人の身分関係を明らかにできる書類 ①・ご本人の戸籍の抄本（戸籍の一部事項証明書） ・ご本人の戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書） } いずれかの書類 ②世帯全員の住民票（個人番号の記載がないもの） *ご本人の戸籍の抄本（戸籍の一部事項証明書）を添付する方は、 住民票に筆頭者欄の記載があるもの ③・配偶者の年金手帳 ・配偶者の基礎年金番号通知書 ・配偶者の厚生年金保険被保険者証 } いずれかの書類 *コピー可	・同一世帯でない場合は、理由書等が必要となります。詳しくは日本年金機構ホームページをご確認ください。	
2	P16 3.	(1)で「はい」と答えた方	ご本人の請求する年の前年の収入か所得を確認できる書類 ・所得証明書 ・課税（非課税）証明書 ・源泉徴収票 など } いずれかの書類	・収入か所得がない場合であってもそのことを確認できる書類（非課税証明書等）が必要です。 ・左記に掲げた書類の他、「収入に関する認定書類」でも代用できる場合があります。詳しくは日本年金機構ホームページをご確認ください。 ・複数の収入か所得がある場合（例えば、給与と不動産収入等）は、すべての収入が確認できる書類（所得証明書等）を添付してください。	
		(2)で「はい」と答えた方	ご本人の収入が年金の受給権（年金を受け取る権利）が発生したときから、おおむね5年以内に850万円未満となることを証明できる書類 ①退職年齢を明らかにできる勤務先の就業規則等（コピー可） ②・所得証明書 ・課税（非課税）証明書 ・源泉徴収票 など } いずれかの書類		

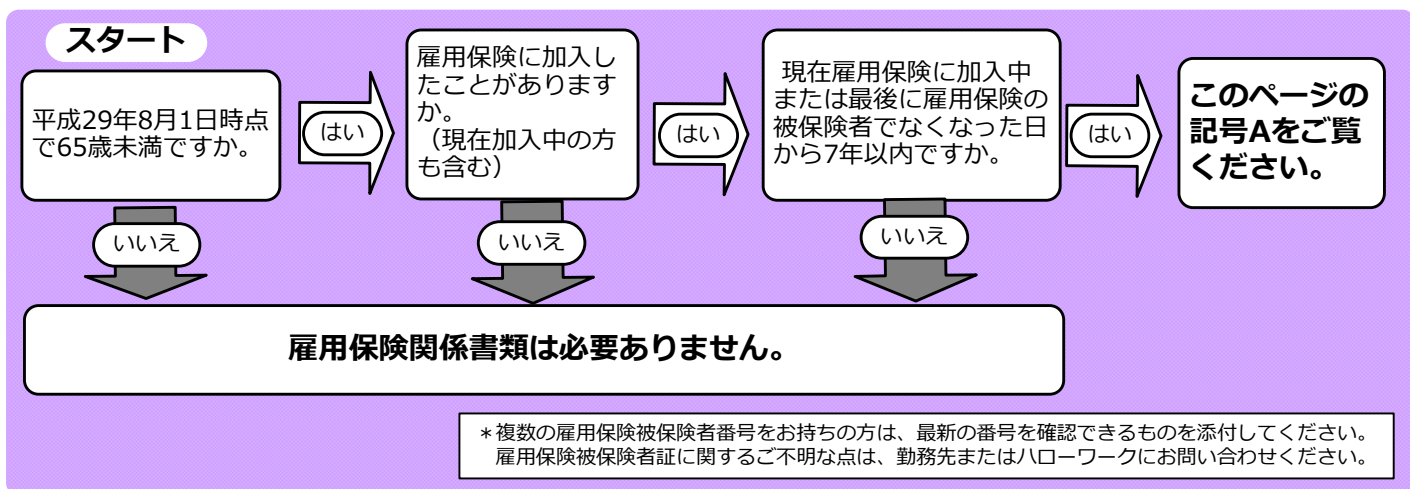
注：厚生年金の加入期間が20年未満の場合

男性40歳（女性35歳）以降の厚生年金保険の加入期間が次の表に該当する場合も含みます。（「厚生年金保険の中高齢の特例」といいます）

生年月日	期間	生年月日	期間
昭和22.4.1以前生まれ	15年	昭和24.4.2～25.4.1	18年
昭和22.4.2～23.4.1	16年	昭和25.4.2～26.4.1	19年
昭和23.4.2～24.4.1	17年		

雇用保険関係書類

「雇用保険関係書類」の確認方法



記号	年金請求書の該当ページ	該当する方	添付する書類	備考欄	チェック欄	
A	P6 4. (2) ①	雇用保険被保険者番号を記入した方	雇用保険被保険者番号を明らかにできる書類 <ul style="list-style-type: none"> 雇用保険被保険者証 雇用保険受給資格者証 (顔写真付き) 船員失業保険証 高齢雇用継続給付支給 (不支給) 決定通知書 	いずれかの書類 *コピー可	「雇用保険被保険者証」を紛失した方は、ハローワークで「再発行」のうえ、ご記入ください。	

その他「年金請求書」の記入内容によって必要な書類

記号	年金請求書の該当ページ	該当する方	添付する書類	備考欄	チェック欄	
B	P6 4. (1) ① P8 5. (1) ③	「受けている」と答えた方	<ul style="list-style-type: none"> 年金証書 恩給証書 年金額決定 (裁定) 通知 遺族給与金証書 	受け取っている給付ごとにそれぞれの書類 *コピー可		
C	P14 1. (1) 2.	手帳記号番号を記入した方	<ul style="list-style-type: none"> 年金手帳 基礎年金番号通知書 厚生年金保険被保険者証 	お持ちの方のみ添付	年金請求書の1ページに印字された基礎年金番号 (配偶者は8ページに記載) と異なる手帳記号番号が記載されたものがある場合に添付してください。	

*個人の状況によって、記載された書類の添付が必要ない場合があります。ご自身に必要な書類等については、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

*審査の過程で、添付していただいた書類以外の書類が必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

配偶者の生年月日等を証明する添付書類等について

ご自身の年金加入期間 (「年金請求書」3ページをご覧ください。)	配偶者の年金加入期間 (20年以上・未満については 2ページのフローをご覧ください。)	添付する書類について
国民年金のみの方	厚生年金保険と共済組合等の加入期間が20年以上	3ページの1・2をご覧ください。
	厚生年金保険と共済組合等の加入期間が20年未満	配偶者の生年月日等を証明する書類の添付は必要ありません。
厚生年金保険・共済組合等の期間がある方	厚生年金保険と共済組合等の加入期間が20年以上	3ページの1・2をご覧ください。
	厚生年金保険と共済組合等の加入期間が20年未満	3ページの1に記載のある書類のうち ①または②の書類と③の書類をご用意ください。

年金の受け取りについて

- 年金額の一部あるいは全額が受け取れない場合があります。
 - ・厚生年金保険に加入中の方は勤務先からの報酬により年金の一部または全部が受け取れない場合があります。
 - ・雇用保険の基本手当(船員保険は失業保険金)、高年齢雇用継続給付金を受けている方は、年金の一部または全部が受け取れません。
- 共済組合等の請求手続きを併せて行う場合は、金融機関によって送金できない場合があります。年金の送金が可能な金融機関については、お近くの年金事務所または各共済組合等にご相談ください。
- 平成29年8月時点において、65歳を超えている方は、老齢基礎年金・老齢厚生年金を繰り下げると、平成30年8月以降に増額した年金を受け取ることができる場合があります。詳しくはお近くの年金事務所にご相談ください。
- 平成29年8月時点において、65歳を超えており、遺族厚生(遺族共済)年金を受けている方は、「年金請求書」の提出に基づいて、平成29年8月以降の年金額が改定されますので、速やかに「年金請求書」を提出してください。

障害年金や遺族年金を受給中の方へ

- ご自身が加入した年金の期間によって老齢基礎年金などの受給権が発生します。
- 年金は一人一年金为原则ですので、加入した年金の制度などによりどちらか一方を選択していただくことになります。
 - (障害基礎年金か老齢基礎年金、障害厚生年金か老齢厚生年金、遺族基礎年金か老齢基礎年金の選択など)
- ただし、65歳以上の方はあわせて受け取れる場合もあります。
 - (障害基礎年金と老齢厚生年金、遺族厚生年金と老齢基礎年金など)
- また、遺族厚生年金と65歳以上の老齢厚生年金の場合は老齢厚生年金が優先し、遺族厚生年金は差分を受け取るようになります。
- ご自身が加入した年金の制度と現在受けておられる年金の種類によって取り扱いは様々ですが、ご自身の年金権を確保するため年金請求のお手続きをお願いいたします。

国民年金の65歳以上の任意加入中の方へ

平成29年8月より老齢基礎年金受給に必要な資格期間が25年以上から10年以上になることに伴い、国民年金の任意加入制度をご利用されている方のうち、老齢基礎年金の資格期間が10年以上ある方（ただし、65歳以上70歳未満の方に限ります。）は、平成29年8月をもって、任意加入の資格を喪失します。したがって、国民年金の保険料を納付できるのは平成29年7月分までとなります。

- * 日本年金機構において資格喪失処理を行うため、被保険者資格喪失届のご提出は不要です。
- * 保険料を前納された方については、資格喪失以降の保険料はお返しさせていただきます。

年金額を増やすことができます

平成27年10月から平成30年9月までの時限措置として5年後納制度を実施しています。過去5年間の未納保険料で2年の時効を過ぎてしまったものについて保険料を納付し、受け取る年金額を増やすことができます（平成29年8月1日時点で65歳以上の方で、老齢基礎年金の受給権を満たす方は、平成29年8月1日以降は納付できません）。また、ご本人の申出により、60歳以上65歳未満の5年間（納付月数480月まで）、国民年金保険料を納めることで、年金額を増やすことができる任意加入制度もありますのでぜひご利用ください（加入は申出のあった日からになります）。

ご自身やご家族の年金加入記録に「もれ」や「誤り」はありませんか

お勤めされた期間が短期間であっても、その期間が年金の受給に結び付くことがあります。特に、次のような方はぜひご確認ください。

- ・ 転職が多い
- ・ 姓（名字）が変わったことがある
- ・ いろいろな名前の読み方がある

* ご家族（亡くなられた方も含みます）の記録の判明により、老齢年金や遺族年金等の受給に結びつくことがあります。



お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！

0570-05-1165

050から始まる電話でおかけになる場合は

03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

<受付時間> 月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

* 月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後7:00まで相談をお受けします。

* 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

○ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○「03-6700-1165」の電話番号からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になるケースが発生しています。おかけ間違いにご注意ください。

○月曜日などの休日明けや、お手元にお知らせが届いた直後（5日間程度）は電話が大変込み合うことがあります。

週の後半または月の後半がつながりやすくなっていますので、どうぞご利用ください。

○代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

日本年金機構ホームページに、「年金請求書」に関するQ&Aを掲載していますので、ご利用ください。

また、年金に関する届け出、手続き案内などをご覧ください。

日本年金機構

検索

<http://www.nenkin.go.jp/>